



株式会社 トランスコンテナ

2017年9月1日

お客様各位

(株) トランスコンテナ
事業本部 混載グループ

タイ輸出入貨物 SHIPPING MARK 義務化(厳格化)に関し

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

首題件につきまして、以下の通りご連絡させていただきます。

5月17日付けタイ税関基本通達の一部にて、タイに於ける輸出入貨物に関し SHIPPING MARK を義務化する旨、通達がございました。発効は通達より180日後の11/13となります。

従来よりタイ税関は SHIPPING MARK の無い輸出入貨物を認めない事となっておりますが、この度その規則が厳格運用される模様にて、正式に罰則(罰金:5万バーツ以下が CNEE に課せられる)規定されることとなります。

通達の該当箇所の英訳は下記の通りとなりますので、ご参考までに併記させていただきます。

Chapter 3: IMPORT AND EXPORT GOODS

Section 59 (Page# 16) Package or Covered of each cargo that will be used for import and export shipment from Thailand, it must have shipping mark and number on package or covered of each cargo. Moreover, the shipping mark has to be indicated in all related document.

Chapter 9: PUNISHMENT

Section 211 (Page# 46) Shipper or Consignee whom do not put on shipping mark and Number on Package or Covered of each cargo in the related document will be filed a monetary penalty not over than THB 50,000.

運用ルールに関しては正式な発表が行われておりませんので、追ってご連絡申し上げます。

以上